

大川小訴訟最高裁判決から考える 藤沢のこれからの防災対策

昨年のはかつてない規模の台風や大雨による災害が相次いだ。自然災害はいつ・どこで・どのような形で起きても不思議ではない。

折しも最高裁は昨年10月10日、東日本大震災で84名が亡くなった大川小学校事故の遺族が起こした訴訟で県と市の上告を棄却、これによって「震災前の学校側の対応が不十分だった」として約14億4千万円の支払いを命じた二審・仙台高裁判決が確定した。

この判決は、藤沢市にとっても無縁ではない。「想定外」の災害に対してもどのような対策をしておかなければならないのか、大川小事故の教訓から考えてみたい。

大川小学校跡で

そこに立つことは辛かった。

宮城県石巻市の旧大川小学校跡地。大震災の折り、児童と教職員84名が津波に吞まれ亡くなった現場だ。

大川小学校があったのは北上川河口から3.8キロ離れた地点だ。「ここまで津波が来るなんて、地元民だって誰も想像しなかったよ」現場を案内してくれたタクシーの運転手さんは、先生たちに同情的だった。

そもそも過去、大川小学校の周辺にまで津波が押し寄せたという記録はない。当然、津波の浸水予想区域にも入っていなかった。

しかし、津波は2階建ての校舎の屋根を覆う高さで押し寄せた。学校のすぐ裏手は山だ。崖崩れを警戒したのだろうが、「なぜ裏山に避難しなかったのか」という悔いは残る。結局、児童らは約50分にわたって校庭で待機した後、ようやく高所に避難しようとしたところを津波に襲われて亡くなった。



旧大川小学校校舎跡

大川小訴訟
防災過失責任
最高裁で確定
児童遺族が勝訴

東日本大震災の津波で壊れた10日、事前の災害の
性になった宮城県石巻市立安全を確保するための危機
大川小の児童23人の遺族 賠償マニユアルを請求する
が、市と県に賠償金の過半数を認めた過失を認め、
賠償金を求めた訴訟で、最終的に約14億4千万円の支

かつては子どもたちの笑い声があふれていたであろう校舎はコンクリートの筐体だけが残り、津波の威力の凄まじさを伝える。

残された校門は、いま慰霊碑のようにになっている。私はそこに花を手向けて、手を合わせた。



「ごめんね、怖くて辛かったね。二度と同じことは繰り返さないからね……」

私は心の中でそうつぶやくのがやっとだった。

「もし私が大川小の先生だったら、どうしてだろうか。」と自問してみる。私には、確実に避難ができていたと言える自信はない。

仙台高裁判決の内容

大川小訴訟で争点となったのは、「津波は予見できたのか」ということだ。宮城県や石巻市は「予見はできなかった」と主張した。タクシーの運転手さんの話にもあったように、「誰も想像しなかった」というのはその通りなのかもしれない。

だが、判決は学校や教育委員会の責任をこう断じた。

学校は地域住民よりはるかに高いレベルの知識や経験が求められている。危機管理マニュアルを改訂するなどしていれば犠牲は避けられた。

たしかに具体的な避難先を決めておかなかったことは、「マニュアルの不備」と指摘されても仕方がない。

ただ「地域住民よりはるかに高いレベルの知識や経験が求められている」という判決には、とまどう学校関係者も多いだろう。

さらに判決は、このようにも述べる。

ハザードマップの浸水想定区域ではないということは、その場所の安全を保障するものではない

これも厳しい判決だ。

私たちはいままでハザードマップにもとづいて、本格的な津波対策が必要な施設は湘洋中学校と鵜南小学校、そして浜見保育園だと考えてきた。

だが「ハザードマップの浸水想定区域ではない」ということは、その場所の安全を保障するものではない」と言われた以上、「ここまでは津波は来ない」と思われてきた南部や河川沿いの学校についても、「想定外」に備えておく必要があることになる。

大川小学校の「河口から3.8キロ」を藤沢に当てはめてみると、直線距離では大清水小学校と中学校が近い。そこまで津波が押し寄せたことになる。

そのような事態をも想定し備えよ、というのが仙台高裁判決だ。当然、対策には限界もある。だが少なくとも、ハザードマップの浸水想定区域外であっても、「想定外」にも備えてマニュアルを見直しておくことが必要になるだろう。

もちろん個々の学校だけにその判断を求めるのは限界がある。昨年の12月議会で教育委員会は私の質問に「防災の専門家のアドバイスを受けながら、各学校の防災マニュアルを点検していく」と答弁している。

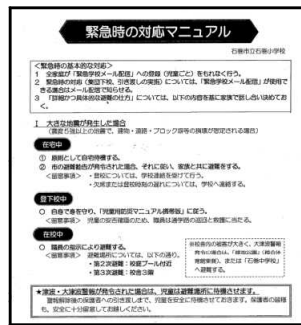
石巻市のその後の防災対策

注意しなければならないのは、「災害は子どもたちが学校にいる時に起きるとは限らない」ということだ。

子どもたちが学校にいるのは小学生では一日の1/3に過ぎない。残りの2/3は家庭や地域で過ごしている。

もし登下校中や塾の行き帰り、休日や外で遊んでいるときに地震や津波に遭遇したらどうするのだろう。

大川小事故や東日本大震災の教訓をふまえて改訂された石巻市の「緊急時の対応マニュアル」は、在校時だけでなく子どもが家庭にいるときや登下校時など、3つの場面を想定して作られている。



学校から家までの往復や、よく遊びに行く場所などについて「いま、この場所で地震に襲われたらどこに避難するか」というシミュレーションを常にしておかなければ、いざという時に対応できない。

「釜石の奇跡」と呼ばれた岩手県釜石市の釜石小学校ではその訓練を繰り返し行っていたために、子どもたちは学校から下校した後だったにもかかわらず、一人ひとりが自分の判断で安全な場所に避難し、全員の命が助かった。

「子どもの防災は学校の役割」という発想だけでは、

子どもの命は救えない。子どもの安全を学校だけに委ねるのではなく、家庭や地域を含めた日常的な対策を考え、訓練しておく必要がある。

12月議会で防災安全部長はこう答弁した。

子どもたちが自主的な避難行動を行えるよう、学校での防災教育のみならず、各家庭や地域全体での取組が重要と認識しております。
各家庭で避難ルート等の確認をしていただくなど、日ごろから家庭内での防災意識を高めることの重要性の啓発等について、教育委員会と連携を図りながら取り組んでまいります。

判決を私たちへの警鐘として

マニュアルにはもうひとつ注目すべき項目がある。

藤沢に限らず、いままで多くの学校では校舎の損壊を念頭に「地震の際にはまず校庭に子どもを避難させ、保護者に引き渡しを行う」というのが基本だった。だが東日本大震災の折り、大川小学校もそのような対応をしている最中に大津波に飲まれてしまった。さらに、子どもを引き取って帰る途中、津波に遭ってしまった家族も少なからずいた。

そのためそれ以降、「津波警報が発令された場合は保護者への引き渡しは行わず、まず児童を安全な場所に避難させる」というようにマニュアルは変わった。

石巻市の「緊急時の対応マニュアル」でも、「津波・大津波警報が発令された場合は、児童は避難場所に待機させます。」となっている。保護者への引き渡しは「警報解除後」なのだ。

「子どもはまず学校が守ります、保護者のみなさんもまずご自身を守ってください。」という、まさに「津波でんこでんこ」だ。

この点について、教育委員会はこのように答弁した。

今回の大川小学校の訴訟判決では「ハザードマップの浸水区域の外が安全であるとは限らない」との指摘がありましたので、本市南部地域の学校についても津波避難対象校同様に、引き渡しを行わないよう見直しを行い、周知してまいります。

東日本大震災から時間が経過し、私たちの津波に対する警戒心に「ゆるみ」は生じていないだろうか。大川小学校訴訟判決は、そんな私たちに対する警鐘として受け止めるべきだと思うのだ。

「大規模地震と津波は必ず来る」という前提に立って、判決の主旨をふまえた対策を進めたい。